

・・・里帰りが決まったら・・・

宮崎県外の実家へ帰って里帰り出産の後、しばらくは赤ちゃんと一緒に実家で過ごす予定です。実家にいる間に最初の予防接種の時期が来るので、予防接種も県外で受けようと思ってます☆



宮崎はなこさん

里帰りするまでは…

宮崎県内での妊婦健診

宮崎県内の産婦人科等で、宮崎市の妊婦健康診査助成券を使って受診します。

宮崎県外に
里帰りします。

里帰り先での
妊婦健診



☆県外で妊婦健診を以下の手順で受けた後、申請をすれば自己負担分の一部もしくは全部が払い戻しされます。

【県外での受診のしかた】

- ①受診時医療機関に、宮崎市の妊婦健康診査助成券を提示します。
 - ②『助成券の内容に沿って妊婦健康診査を受診したい』と伝えます。
 - ③医療機関に、助成券に妊婦健康診査の受診結果を記入してもらいます。
 - ④医療機関に、助成券の所定の欄に、助成券の内容に沿って受診した、妊婦健康診査にかかった金額の合計を記入してもらいます。
 - ⑤いったん自己負担で支払います。
 - ⑥医療機関発行の領収書と明細書、記入後の助成券を保管します。
- ※記入後の助成券は申請の際に必要なので、医療機関から受け取り、申請まで大切に保管して下さい。

【申請について】

- 対象者：受診時に宮崎市民である妊婦
- 助成の対象：①県外受診の妊婦健康診査1～14回分
②県外受診の妊婦子宮頸がん検診（妊娠初期に受診するもの）
③県外受診の妊婦子宮頸がん検診と同時に進行HPV検査
- 手続き期限：最後の妊婦健診日から1年以内
- 必要なもの：①妊婦健康診査県外受診補助金交付申請書（兼請求書）
②受診した医療機関等の領収書（原本）
③受診した医療機関等の診療明細書
④預金通帳等の写し（支店名・口座名・口座名義人（カナ）の確認できるもの）
⑤県外で記入してもらった宮崎市妊婦健康診査助成券
および宮崎市妊婦子宮頸がん検診票
- 申請の窓口：子ども家庭支援課（市役所本庁舎5階）
- 郵送の申請：可能

※注意事項※

＜妊婦子宮頸がん検診＞

- ・妊娠初期に受検します。
- ・対象外となる場合
①受検する年度に、既に宮崎市の助成で子宮頸がん検診を受けた場合

＜HPV検査＞

- ・妊婦子宮頸がんと同時にを行います。
- ・受診時の年度末（3月31日）年齢が25歳、28歳、31歳・・・以降3歳毎のうち、検査を希望する場合が対象です。
- ・対象外となる場合
①単独でHPV検査を受けた場合
②受検する年度に、既に宮崎市の助成で子宮頸がん検診を受けた場合
③HPVの対象となる年度末年齢に該当しない場合

ついに出産！
おめでとう
ございます！

里帰り先での 新生児聴覚検査



お子さんが
生まれてからは…

出生届、
会社での保険証作成、
扶養の申請、
児童手当の手続きなど

里帰り先での 産婦健診



☆県外で新生児聴覚検査を以下の手順で受けた後、申請をすれば自己負担分の一部もしくは全部が払い戻しされます。

【県外での受診のしかた】

- ①受診時医療機関に、宮崎市の新生児聴覚検査同意書兼助成券を提示します。
 - ②『助成券の内容に沿って新生児聴覚検査を受診したい』と伝えます。
 - ③医療機関に、助成券に新生児聴覚検査の結果を記入してもらいます。
 - ④医療機関に、助成券の所定の欄に、助成券の内容に沿って受検した、新生児聴覚検査にかかった金額を記入してもらいます。
 - ⑤いったん自己負担で支払います。
 - ⑥医療機関発行の領収書と明細書、記入後の助成券を保管します。
- ※記入後の助成券は申請の際に必要なので、医療機関から受け取り、申請まで大切に保管して下さい。

【申請について】

- 対象者：受診時に保護者のどちらかが宮崎市民である新生児
- 助成の対象：自動A B Rを使用した新生児聴覚検査
- 手続き期限：新生児聴覚検査日から1年以内
- 必要なもの：
 - ①新生児聴覚検査県外受診補助金交付申請書（兼請求書）
 - ②受診した医療機関等の領収書（原本）
 - ③受診した医療機関等の診療明細書
 - ④預金通帳等の写し
（支店名・口座名・口座名義人（カナ）の確認できるもの）
 - ⑤県外で記入してもらった宮崎市新生児聴覚検査同意書兼助成券
 - ⑥親子（母子）健康手帳の「新生児聴覚検査の結果」の写し
- 申請の窓口：子ども家庭支援課（市役所本庁舎5階）
- 郵送の申請：可能

☆県外で産婦健康診査を以下の手順で受けた後、申請をすれば自己負担分の一部もしくは全部が払い戻しされます。

【県外での受診のしかた】

- ①受診時医療機関に、宮崎市産婦健康診査助成券を提示します。
 - ②『助成券の内容に沿って産婦健康診査を受診したい』と伝えます。
 - ③医療機関に、助成券に産婦健康診査の結果を記入してもらいます。
 - ④医療機関に、助成券の余白に、助成券の内容に沿って受診した、産婦健康診査にかかった金額を記入してもらいます。
 - ⑤いったん自己負担で支払います。
 - ⑥医療機関発行の領収書と明細書、記入後の助成券を保管します。
- ※記入後の助成券は申請の際に必要なので、医療機関から受け取り、申請まで大切に保管して下さい。

【申請について】

- 対象者：受診時に宮崎市民である産婦
- 助成の対象：
 - ・県外医療機関等で受診した産婦健康診査（2週間・1か月）の2回
 - ・自己負担した健診費用と宮崎県内医療機関等で受診する際の金額と比較して少ない方の額
- 手続き期限：最後の産婦健康診査日から1年以内
- 必要なもの：
 - ①産婦健康診査県外受診補助金交付申請書（兼請求書）
 - ②受診した医療機関等の領収書（原本）
 - ③受診した医療機関等の診療明細書
 - ④預金通帳等の写し
（支店名・口座名・口座名義人（カナ）の確認できるもの）
 - ⑤県外で記入してもらった宮崎市産婦健康診査助成券
- 申請の窓口：子ども家庭支援課（市役所本庁舎5階）
- 郵送の申請：可能

宮崎市で
子ども医療費
助成手続き



☆子ども医療費受給資格証の手続きを行うと、保険診療分の自己負担額を助成します。

【申請について】

- 対象者：宮崎市民であり、健康保険に加入している中学3年生までの子ども
- 助成の対象：病院、調剤薬局で受診された保険診療分
- 受給資格証の期限：受給資格証作成後から15歳到達後最初の3月31日まで
- 必要なもの：①対象児の健康保険証（原本）
②保護者の本人確認書類（原本）※マイナンバーカードや免許証など
- 申請の窓口：親子保健課（宮崎市保健所内4階）
佐土原・田野・高岡・清武の各総合支所地域市民福祉課等
- 郵送の申請：可能

宮崎市内で
子ども医療費
受給資格証を
使うとき



☆子ども医療費受給資格証の利用の仕方について

【受診のしかた】

- ①毎回必ず、病院や調剤薬局窓口で、健康保険証と受給資格証を提示します。
 - ②保険診療分に対する各病院や調剤薬局窓口での支払いが、未就学児は無料になります。
- ※もしも窓口で受給資格証を提示できなかったときは、
県外受診の際と同じ手続きを行うと、払い戻しがあります。

☆治療用装具（眼鏡等）の助成申請について

【申請のしかた】

- ①加入している健康保険に保険診療分（未就学児は8割分）を請求します。
- ②下記の書類を揃えて申請します。
 - ・領収書（コピー可）
 - ・医師からの指示書（コピー可）
 - ・保険者からの払い戻しが分かる書類（療養費決定通知など）
 - ・保護者名義の預金通帳（コピー）
- 助成の期限：指示書の日付の翌月から1年間
（例：2023年4月受診分は2024年4月末まで）
- 申請の窓口：親子保健課（宮崎市保健所内4階）
佐土原・田野・高岡・清武の各総合支所地域市民福祉課等

里帰り中の
お子さんの受診



☆子ども医療受給資格証の手続きを行うと、県外で医療機関を受診した場合、申請をすることで、保険診療分の自己負担額を助成します。

【県外での受診のしかた】

- ①受診時、病院や調剤薬局窓口で、健康保険証を提示します。
 - ②保険診療の自己負担額（未就学児は2割）の支払いを行います。
 - ③医療機関発行の領収書と明細書を保管します。
- ※領収書は、受診者名、診療年月日、医療機関名、保険点数、もしくは
保険内・外診療費の内訳、領収印が明記されたものである必要があります。
（医療機関で直接、医療費助成申請書の証明欄を記載してもらう方法でも可）

【申請について】

- 対象者：宮崎市民であり、健康保険に加入している中学3年生までの子ども
- 助成の対象：病院、調剤薬局で受診された保険診療の自己負担額
- 助成の期限：受診月の翌月から1年間
（例：2023年4月受診分は2024年4月末まで）
- 必要なもの：①医療費助成申請書
②受診した領収書
③保護者名義の預金通帳（コピー）
- 申請の窓口：親子保健課（宮崎市保健所内4階）
佐土原・田野・高岡・清武の各総合支所地域市民福祉課等
- 郵送の申請：可能

里帰り先での
乳幼児健康診査



☆県外での乳幼児健康診査について

- ・宮崎市の乳幼児健康診査受診票は使用できません。
- ・里帰り先の市町村が行う乳幼児健康診査方法によって、対応が異なります。まずは、里帰り先の市町村の行う乳幼児健康診査が「集団健診」か、「個別健診」かを確認します。
- ・「個別健診」の場合、全額自己負担となります。
- ・「集団健診」の場合、子ども家庭支援課へご連絡ください。子ども家庭支援課から里帰り先の市町村での受け入れを確認し、集団健診依頼のお手紙を出します。

お子さんの
予防接種の前に
まず準備！



☆県外で予防接種を受けたいときは、必ず事前に申請が必要です。

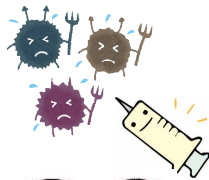
【依頼書の申請について】

- 対象者：予防接種を受ける時に宮崎市民である者
- 申請の対象：宮崎市の定期予防接種
(任意予防接種のおたふくかぜ・3種混合は対象外です)
- 申請の窓口：親子保健課（宮崎市保健所内4階）
※電話申請でも、窓口申請でも受付可能です。

【依頼書の申請から予防接種を受けるまで】

- ①里帰り先の市町村の行う予防接種が「集団接種」か「個別接種」か、里帰り先の市町村に確認します。
 - ②「個別接種」の場合、接種する医療機関・予防接種の種類を決めます。
 - ③親子保健課へ電話もしくは親子保健課窓口にて直接、予防接種依頼書の発行を申請します。（手元に届くまで2週間程度かかります）
 - ④依頼書を医療機関もしくは接種地自治体へ提出し、予防接種を受けます。
 - ⑤いったん自己負担で支払います。
- ※医療機関発行の領収書と明細書、予防接種の予診票を保管しておきます。

里帰り中の
お子さんの予防接種



☆県外で予防接種を受けた後、申請をすれば自己負担分の一部もしくは全部が払い戻しされます。

【申請について】

- 対象者：予防接種を受ける時に宮崎市民である者
- 助成の対象：予防接種依頼書を使って受けた宮崎市の定期予防接種
- 手続き期限：予防接種を受けた日から1年以内
- 必要なもの：①予防接種費用償還払申請書兼請求書
※予防接種依頼書に同封してお送りします。
②受診した医療機関等の領収書（原本）
③受診した医療機関等の診療明細書
④預金通帳等の写し
(支店名・口座名・口座名義人(カナ)の確認できるもの)
⑤予防接種後の予診票
⑥親子(母子)健康手帳の予防接種ページの写し
- 申請の窓口：親子保健課（宮崎市保健所内4階）
- 郵送の申請：可能

里帰り先での
幼児集団健康診査
(1歳6か月児・
3歳6か月児)



☆県外での幼児集団健康診査について

- ・里帰り先の市町村が行う幼児集団健康診査方法によって、対応が異なります。まずは、里帰り先の市町村の行う幼児集団健康診査が「集団健診」か、「個別健診」かを確認します。
- ・「個別健診」の場合、全額自己負担となります。
- ・「集団健診」の場合、親子保健課へご連絡ください。親子保健課から里帰り先の市町村での受け入れを確認し、集団健診依頼のお手紙を出します。